



多治見市政記者クラブ同時配布資料
岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和7年9月17日（水）岐阜県発表資料			
所 属	担 当 課	担 当 者	電 話 番 号
東濃県事務所	環境課	下野	代表 0572-23-1111（内線212） FAX 0572-25-0079

かさはらちょう
多治見市笠原町地内における土壤汚染について（第2報）

多治見市笠原町地内における土壤汚染については、第1報を令和7年9月4日（木）にお知らせしたところです。このことについて、「岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱」に基づき調査を実施したところ、調査範囲に井戸がないことを確認しましたのでお知らせします。

1 調査期間

令和7年9月4日（木）～16日（火）

2 調査内容

ヒ素の土壤溶出量基準が超過した地点から自然河川により隔てられた地域を除く半径250mの範囲内（令和7年2月にヒ素の基準超過が報告された際に調査実施済みの地域は除く。）にある家庭及び事業場を対象に、井戸水の利用状況調査を実施しました。

3 調査結果

調査範囲において、井戸の利用がないことを確認しました。

4 今後の対応

汚染土壤の適正な管理等が講じられるよう、多治見市土地開発公社に引き続き助言していくます。